

まんのう町社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とし、ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 ホームページに掲載できる広告及びその広告主が指定するリンク先のウェブページの内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその疑いがあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの
- (6) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (7) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) その他、ホームページに掲載する広告として適当でないと本会が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦300ピクセル×横600ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG又はPNG
- (3) 容量 300キロバイト以下

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで本会が指定する位置とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、6か月を単位とする連続12か月までとする。ただし、再掲載は妨げない。

2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として月の初日とする。ただし、掲載開始日が休日にあたるときは、その翌日とする。

3 広告掲載の終了日（以下「掲載終了日」という。）は原則として月の末日とする。ただし、掲載終了日が休日にあたるときは、その翌日とする。

4 掲載は原則として、掲載開始日の午後5時30分までに開始し、掲載終了日の午後5時30分をもって終了する。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、本会の広報誌及びホームページ等により行うものとする。

2 募集を行うにあたって、広告主となり得る特別会員に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申込)

第8条 掲載希望者は、まんのう町社会福祉協議会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、掲載しようとする広告原稿を電子メールまたは電子記録媒体により添付して、本会会長（以下「会長」という。）に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、まんのう町社会福祉協議会ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、掲載希望者へ通知するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、6か月12,000円（税込み）とする。

2 広告主は、会長が指定する期日までに広告掲載料を一括して支払うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿（画像データ）を本会が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等)

第12条 広告のデザイン及び内容は、ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生するときは広告主の負担とする。

3 会長は、広告の内容及びリンク先のウェブページの内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、若しくはそのおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 前条第3項の規定による広告の内容等の修正を広告主が行わないとき

(3) リンク先のウェブページの内容等が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき

2 前項第1号から第3号までの規定により広告掲載を取り消した場合は、支払い済みの広告掲載料は返還しない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、まんのう町社会福祉協議会ホームページ掲載広告等変更届（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(広告掲載の中止)

第15条 広告主は、自己の都合により、ホームページへの広告掲載を中止することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする日の7日前までに、まんのう町社会福祉協議会ホームページ広告掲載中止届(様式第4号)を会長に提出するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を中止した場合は、支払い済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責に帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消したときは、支払い済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料の額とする。日割計算は行わない。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の免除)

第17条 掲載希望者が以下に該当する者の場合は、広告掲載料を本会が指定した日から12か月の間免除するものとする。

(1) 当該年度の特別会員であり、かつ年額3口(15,000円)以上の会費納入者

(2) 会長が特別の事由により免除が必要と認めた者

(広告掲載期間の延長)

第18条 広告掲載期間内に、本会の都合によりホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等の掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、
広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。